

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険
②事務の概要	介護保険法に基づき、松阪市において介護保険の資格を有する40歳以上の者に対して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする。 1.介護保険の被保険者の資格得喪に関すること。 2.保険料の賦課に関すること。 3.保険料の減免に関すること。 4.保険料の徴収に関すること。 5.被保険者の申請による要介護認定の調査等の実施及び認定に関すること。 6.介護サービス等の受給者に対する保険給付に関すること。 7.国民健康保険団体連合会に委託する介護給付等支払事務に関すること。 ・上記に係る一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(国保連)、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第50条第1項第1号から第14号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(131の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(132の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市健康福祉部介護保険課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 E-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーの登録に際しては必ず複数人での確認を行っている。 【想定されるマイナンバー登録事務】 ・住所地特例対象者の適用除外施設から市外介護保険施設への異動に伴う介護保険資格取得 ・紛失等によるマイナンバー変更時	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	I 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) ・別表第二省令第2条第1号及び第5号ハ、第3条第1号及び第5号ハ、第6条第4号ロ、第19条第1号ヨ、第25条第3号ハ、第30条第8号、第32条第1号ハ及び第2号ハ、第33条第5号、第43条第3号ハ、第44条第1号ヨ、第47条第1項第1号から第11号及び第2項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(94の項) ・別表第二省令第46条第1項第1号から第8号及び第2項、第47条第1項第1号から第11号及び第2項	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、109、117の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第55条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(94の項) ・別表第二省令第46条、第47条	事後	
平成28年12月28日	I 1②事務の概要	介護保険法に基づき、松阪市において介護保険の資格を有する40歳以上の者に対して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする。 1.介護保険の被保険者の資格得喪に関すること 2.保険料の賦課に関すること 3.保険料の減免に関すること 4.保険料の徴収に関すること 5.被保険者の申請による要介護認定の調査等の実施及び認定に関すること 6.介護サービス等の受給者に対する保険給付に関すること	介護保険法に基づき、松阪市において介護保険の資格を有する40歳以上の者に対して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする。 1.介護保険の被保険者の資格得喪に関すること 2.保険料の賦課に関すること 3.保険料の減免に関すること 4.保険料の徴収に関すること 5.被保険者の申請による要介護認定の調査等の実施及び認定に関すること 6.介護サービス等の受給者に対する保険給付に関すること 7.国民健康保険団体連合会に委託する介護給付等支払事務に関すること	事前	
平成28年12月28日	I 1②システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム	介護保険システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(国保連)	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部介護保険課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 田口 靖子	介護保険課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部介護保険課	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成26年6月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「・上記に係る一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領」を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月4日	③システムの名称		「、サービス検索・電子申請機能」を追記	事前	
令和6年12月2日	13. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1項第1号から第11号及び第2項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第50条第1項第1号から第14号	事前	
令和6年12月2日	14. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、109、117の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第55条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(94の項) ・別表第二省令第46条、第47条	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」、又は他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、又は他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(131の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(132の項)	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーの登録に際しては必ず複数人での確認を行っている。 【想定されるマイナンバー登録事務】 ・住所地特例対象者の適用除外施設から市外介護保険施設への異動に伴う介護保険資格取得 ・紛失等によるマイナンバー変更時	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	